

別記8-1

みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）

第1 事業内容

本事業は、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の環境負荷の低減に資する資材の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）の取組、有機農産物や特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産や需要の開拓（以下「新商品の生産・販売」という。）の取組並びに環境負荷低減農林水産物の流通の合理化（以下「流通の合理化」という。）の取組を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）第40条第3項に規定する認定基盤確立事業実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（資材の生産・販売、新商品の生産・販売及び流通の合理化の取組を実施する事業に限る。以下同じ。）に必要となる機械・施設の整備等を支援するものである。

（削る。）

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び法人格を有さない団体）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- （5）法人格を有さない者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費は、認定計画において記載された取組のうち、次に掲げる経費であって、第1号においては、別記12に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとし、第2号においては、別添のとおりとする。

- (1) 機械・施設の整備又はこれらの改修に係る経費であって次に掲げるもの。（整備事業）

ア 資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の生産に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 新商品の生産・販売

環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の製造又は当該新商品の原材料等の保管に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

ウ 流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るための、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売管理の高度化、その他既に用いている流通方式の改善や新たな流通方式の導入に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

- (2) 調査、検査・分析、実証試験等に係る費用であって次に掲げるもの（推進事業）

ア 原材料等調達の安定・強化

環境負荷の低減に資する資材の原材料や環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化を図るため、利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等

イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良

環境負荷の低減に資する資材の品質の検査・分析や場での栽培実証、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の改良のための市場調査、環境負荷低減農林水産物の荷さばき業務の高度化、共同配送における集荷ルート構築に係る実証、梱包形態や輸送方法の検討など広域的な流通を推進するための実証等

ウ 事業成果の情報発信

パンフレット等の印刷やホームページ上での公開、展示会等への出展など、事業成果についての情報発信（前号又は本号イと併せて実施することで、その事業効果を高める目的に限る。）

2 交付率等

交付率は、前項第1号にあっては交付対象事業費の2分の1以内、前項第2号にあっては定額（ただし、リース費は2分の1以内）とする。

1事業実施主体当たりの交付金の額の上限は、前項第1号にあっては2億円、前項第2号にあっては650万円とする。

また、前項第1号にあっては、原則として、総事業費が1億円以上のものに限る。ただし、総事業費が1億円に満たない場合にあっても、第7に定める費用対効果分析を実施し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が管轄する地域の実情及び事業実施主体の経営状況を踏まえ、必要と認めたときは、当該事業を実施できるものとする。

3 交付要件

第2で定める事業実施主体がみどり法第39条第1項に基づき基盤確立事業実施計画の申請を行い、同条第4項に基づく主務大臣の認定を受けていること。また、認定計画において第1項第1号又は第2号に係る取組が記載されていること。なお、当該認定を受ける前であっても、基盤確立事業実施計画の認定を受けるための課題の解決に必要な第1項第2号に係る取組を行う場合は、課題が明確な場合に限り交付の対象とする。この場合、認定を受けることができない特段の事由があるものとして地方農政局長等が認めた場合を除き、事業完了年度の翌年度までに基盤確立事業実施計画の申請を行うものとする。

ただし、特段の事由があるものとして地方農政局長等が認めた場合を除き、原則として、第1項第1号及び第2号の交付対象経費について、同一の認定計画で交付を受けられる回数は、それぞれ1回限りとする（同一事業年度に複数の地方農政局等が所管する都道府県において認定計画に係る事業を実施する場合は、これを1回の交付とみなす。）。

4 申請できない経費

次の経費は、第1項に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (4) 事業実施主体の正職員の人工費

- (5) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

5 契約の適正化（推進事業のみ）

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、地方農政局長等の承認を得るものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、交付対象経費の2分の1以内を上限とし、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 事業の目的、取組内容の妥当性

ア 資材の生産・販売

事業実施により、代替肥料やバイオ炭等の生産及び流通の増大並びに農業現場における活用促進が図られ、環境負荷低減に寄与すること。

イ 新商品の生産・販売

事業実施により、環境負荷低減農林水産物を原材料として新たな加工品を生産し、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。

ウ 流通の合理化

既に用いている流通の方式を改善し、又は新たな流通の方式を導入することにより、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。

(2) 原材料又は取り扱う農林水産物の調達の安定性、持続性

利用する原材料又は取り扱う農林水産物の調達手段が確保されている又は確保される見込みがあること。

(3) 事業の波及性・先進性

ア 実施する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制（資材の生産・販売の場合は、代替肥料やバイオ炭等について利用する原材料の種類と利活用方法も含む。）等に波及性・先進性が認められること。

イ みどり法第16条第1項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において事業を促進する方向性が位置付けられていること。

(4) 販路等の安定性、持続性

販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

本要綱第5第1項又は第2項の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性（整備事業のみ）

ア 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し（整備事業のみ）

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。特に肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録申請又は届出を行うこととしている又は行ったものであること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(10) 事業実施主体の妥当性（整備事業のみ）

ア 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が上記を満たせない場合かつ地方公共団体でない場合は、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

(11) その他

- ア 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

第 5 目標年度及び成果目標

事業の実施に当たって事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、認定計画に位置付けられた基盤確立事業の目標年度及び目標の内容とし、具体的には、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。

2 成果目標の内容

資材の生産・販売を行う場合は、代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

新商品の生産・販売及び流通の合理化を行う場合は、環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

なお、基盤確立事業実施計画の認定を受ける前に本事業を活用する場合にあっては、基盤確立事業実施計画の認定を受けることを成果目標とする。

第 6 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第 5 第 1 項又は第 2 項の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

(1) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）の組織概要が分かる資料

ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

イ 直近 3 か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

ウ 添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(2) 資材の生産・販売や新商品の生産・販売、流通の合理化の取組概要を示す資料

代替肥料やバイオ炭等の施用が環境負荷の低減にどのように寄与するか、広域的に流通させることができると明らかにした資料（想定される含有成分や施用効果のデータ等を提出すること。）又は新商品の生産・販売若しくは流通の合理化により環境負荷の低減の効果の増進若しくは取り扱う農林水産物の付加価値の向上に寄与する取組となっているかを明らかにした資料

(3) その他別紙様式第 9 号に定める書類

第 7 費用対効果分析の実施方法

整備事業を行う場合、本要綱第5第6項に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第24号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第24号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^{-n} \} \div \{ (1 + i)^{-n} - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第8 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項に定めにより、事業実施主体が地方農政局長等へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、地方農政局長等に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。

2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について、具体的に作成し、整備事業の場合は決算書等を添付する。

第9 事業成果の評価

本要綱第31第1項の定めにより、事業実施主体が地方農政局長等へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5第2項で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について具体的に作成し、整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 リース方式における留意点

リース方式による設備・機器の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1/2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$(1) \text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率（1/2以内）}$$

$$(2) \text{「リース料助成額」} = (\text{リース物件購入価格（税抜）} - \text{残存価格}) \times \text{助成率（1/2以内）}$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に設備・機器を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」とい

う。) を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(2) 交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、前号のなお書による入札等の結果及びリース契約に基づき設備・機器を導入する場合は、地方農政局長等に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(3) 第1号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(4) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、地方農政局長等の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 みどり法との関係

(1) 基盤確立事業実施計画の認定

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、交付申請手続を行うまでの間に

基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があることから、地方農政局長等への事前相談を必ず行うこと。

なお、第6に基づき作成される事業実施計画をもって、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める計画様式（別記様式第2号）に代えることができる。

（2）みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、認定計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による新事業活動促進資金又は食品等持続的供給促進資金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の4若しくは第44条の4に規定するみどり投資促進税制の積極的な活用に努めるものとする。

（3）地方公共団体が作成する基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、地方公共団体が作成する基本計画において「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係する基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

(別添)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、分析機器等備品の導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円未満のものに限る。機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス、分析機器、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食で 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は、物品受払簿で管理すること。

		の利用等に必要な原材料の経費	
資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るもの）を除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。	
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。	
情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費		
研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費		
燃料費	・現地調査に使用する自動車、機械類の燃料代の経費		
認証の取得に要する経費	・事業を実施するために直接必要な認証の取得に係る経費	・有機JAS認証の取得に限る。	
旅費	<p>委員旅費</p> <p>・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。	
	<p>調査等旅費</p> <p>・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費</p>	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。	
謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<p>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。</p>	
委託費	・事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果	

		調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	